

# 母子保健の関連施策

## Ⅲ その他の分野別施策

<p>1</p>	<p>障害児関係 (1)発達障害関係 (2)重症心身障害児等 施策</p>	<p>都 関 連 部 署</p>	<p>福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課 ・発達障害者支援関係 ・発達障害者支援センター運営 (センター電話 03-3426-2318) 東京都立小児総合医療センター ・こころの電話相談室(直通電話 042-312-8119) 障害者施策推進部 施設サービス支援課 療育担当 ・重症心身障害児等支援関係</p>
<p>1 発達障害関係</p> <p>発達障害者支援法の制定により、ライフステージを通じた発達障害児(者)への支援の開始として、母子保健事業における早期発見・支援、保育・教育機関や療育機関との連携、保護者への支援等が課題となっている。</p> <p>また、軽度発達障害の発見は、対人コミュニケーションの中で発見されることが多く、3歳児健康診査での発見は困難との指摘もあり、3歳児健康診査以降の時期に親や保育者等が発達障害の疑いを感じた場合の相談支援体制の構築が重要である。</p> <p>平成18年度厚生労働科学研究「軽度発達障害児の発見と対応システム及びそのマニュアル開発に関する研究」(主任研究者 鳥取大学 小枝達也)では、5歳児において発達障害の早期発見を行うための健康診査ツールを提示している。 (厚生労働省ホームページ内に掲載)</p> <p>《母子保健事業における発達障害への対応について》</p> <p>各種経過観察・発達健診・グループワーク等の手法を組み合わせるフォローする例が多い。</p> <p>※ 障害者施策推進部では、身近な地域における発達障害児の早期発見・早期支援への取組を支援する「区市町村発達障害者支援体制整備推進事業」を実施している。</p>		<p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害者支援法(平成16年法律第167号)</li> <li>・第2条 ①「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広範性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの</li> <li>②「発達障害児」とは、発達障害者のうち18歳未満のもの</li> <li>・第5条 市町村は、母子保健法第12条及び第13条に規定する健康診査を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。</li> </ul> <p>※ 文部科学省では、「軽度」という言葉は用いず、「発達障害」で統一している(平成19年通知)。</p> <p>《母子保健事業での関わりのポイント》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 母子保健事業においては、保護者に発達障害の正しい理解を普及啓発することは重要であるが、一方、育児不安に陥ることがないように、保護者の心理面を理解しながら、健診やフォローを実施する必要がある。</li> <li>○ 発達障害の疑いがある子供の母親は、育児をする上で、何らかの違和感や育てにくさを感じていることもあるため、母親の言葉を傾聴し、継続的なフォローや支援につなげることが必要である。</li> <li>○ 発達障害の早期発見に関しては、母子保健部門と保育部門との連携が、今後ますます重要である。</li> </ul>	

<p>2 重症心身障害児等施策</p> <p>(1) 全体概要</p> <p>重症心身障害児(者)等については、どんなに障害が重くても、必要とするサービスを利用しながら、地域で安心して暮らせるよう、地域における専門的支援の提供体制の更なる整備が必要である。</p> <p>NICU等に入院している重症心身障害児等が、円滑に在宅生活に移行し、安心して暮らせる療育環境を構築するため、専門的な支援が必要である。</p> <p>また、安定した在宅生活を継続するため通所施設やショートステイにおける医療的ニーズの高い利用者の受入れの促進や、重症心身障害児(者)等を介護する家族の負担軽減等の充実を図る必要がある。</p> <p>児童福祉法の一部改正により、医療的ケア児が、必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉等の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制整備に関する努力義務が規定された。</p> <p>(2) 重症心身障害児等への支援</p> <p>ア 入所施設</p> <p>入所により、治療及び日常生活の指導などを行う。</p> <p>イ 通所施設</p> <p>自宅での療育の向上を図るため、通所により、日常生活動作の訓練や運動機能の低下を防止する訓練を行う。</p> <p>ウ 短期入所事業</p> <p>一時的に家庭での介護が困難になった場合、重症心身障害児施設等で、医学的管理のもとに必要な介護を行う。</p> <p>エ 重症心身障害児等在宅療育支援事業</p> <p>4つの事業を柱に、重症心身障害児及び医療的ケア児※の在宅移行支援と療育支援を行う。</p> <p>※医療的ケア児：医療的ケアが必要な障害児</p>	<p>&lt;事業内容&gt;</p> <p>①在宅重症心身障害児(者)等訪問事業</p> <p>重症心身障害児(者)及び医療的ケア児のご家庭に看護師を派遣し、看護技術の指導や療育相談を行う。また、必要に応じ、年に1回、専門医が訪問健康診査を行う。</p> <p>②在宅療育相談事業</p> <p>在宅重症心身障害児(者)等訪問事業の決定を受けた児に対し、入院中から家族との面談等による相談支援を行うほか、病院のスタッフや保健所等の保健師と連携して、退院後の療育環境を整えていく。</p> <p>③訪問看護師等育成研修事業</p> <p>重症心身障害児及び医療的ケア児の訪問看護人材の育成のため、訪問看護ステーション等の訪問看護師を対象に、研修会及び訪問実習等を実施する。</p> <p>④在宅療育支援地域連携事業</p> <p>自宅で生活する重症心身障害児(者)及び医療的ケア児の療育環境の向上を図るために、支援に関わる各関係機関の連携を推進する事業で、地域ごとに連携会議を開催する。</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法(第56条の6第2項)</li> </ul> <p>&lt;平成28年6月3日一部改正&gt;</p> <p>東京都障害者計画第4期東京都障害福祉計画</p> <p>《母子保健事業での関わりのポイント》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○在宅ケアを受ける児や介助する家族の困りごとや、何を望んでいるかに耳を傾け状況を把握しながら、ニーズを関係者で共有し、できることを家族と一緒に考えていくことが必要である。</li> <li>○関係機関との連絡調整は、関係スタッフとの病状及びケアの確認に加え、在宅生活の留意点や対応について共通認識を図るなど、家族と関係者の顔の見える関係づくりが大切である。ケア会議や、必要な連絡調整を行い、児や家族の療養環境を整える。</li> </ul>
--	---

2	配偶者暴力（DV）関係	都関連 部署	福祉保健局少子社会対策部育成支援課 ・女性相談センターの運営 ・DV関係 生活文化局都民生活部男女平等参画課 ・配偶者暴力防止対策の総合調整
<p>1 配偶者暴力（DV）対策の概要</p> <p>○ 「東京都配偶者暴力対策基本計画」 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための施策の実施に関する基本的な計画。東京都生活文化局が事務局となり平成 17 年度策定・28 年度改定・令和3年度改定</p> <p>○ 「東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議」 配偶者・パートナー等親密な男女間で起こる暴力問題に関係する総合的な取組に向けて、配偶者暴力対策事業の着実な推進を図り、関係機関相互の連携を促進するとともに、中長期的な課題について検討するため、東京都生活文化局が設置</p> <p>○ 「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」 被害者の相談から自立に至る段階に応じた総合的・体系的な支援のためのプログラム。東京都生活文化局が事務局となり、平成 17 年度策定・22 年度改定・29 年度改定</p> <p>○ 東京都男女平等参画課ホームページには、配偶者暴力対策の概要や相談窓口一覧が載っており、普及啓発リーフレットもダウンロード可能</p> <p>2 東京都の相談窓口</p> <p>○ 配偶者暴力相談支援センター 東京都は、以下の機関を配偶者暴力相談支援センターと位置づけている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都女性相談センター 電話 03-5261-3110 (23 区にお住まいの方)</li> <li>電話 042-522-4232 (多摩地区にお住まいの方)</li> <li>・東京ウィメンズプラザ 電話 03-5467-2455</li> </ul>		<p>【男性のための悩み相談】 東京ウィメンズプラザで実施 電話 03-3400-5313 月・水曜日：午後 5 時から午後 8 時 ※ 福祉事務所や支庁等では、婦人相談員が対応する。</p> <p>【根拠法令等】 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）</p> <p>《母子保健事業での関わりのポイント》</p> <p>○ 母子保健事業においては、各種の相談や健診を通してDVを早期発見することができる。DV被害者を発見した場合には、速やかに被害者支援のための適切な情報提供を行うとともに、必要に応じて本人の了解のもとに配偶者暴力相談支援センターや、警察に通報を行うことが求められる。また、必要に応じて、区市の福祉事務所・婦人相談員を紹介して相談につなげる。</p> <p>○ 特に、DV においては児童虐待の視点や夫も含めた家族全体でのケアが必要なため、関係機関と十分連携をとり、長期的な視点での関わりが必要である。</p> <p>○ 妊娠期からの関わりがあるため、DVの早期発見・児童虐待の予防を心がけた支援が必要である。そのため、平常時から産科医療機関との連携を図ることが重要である。</p>	

3	食育・栄養関係	都 関 連 部 署	産業労働局農林水産部 ・東京都食育推進計画、東京都食育推進協議会事務局 福祉保健局保健政策部健康推進課 ・栄養施策 ・東京都幼児向け食事バランスガイド 福祉保健局健康安全部 ・食の安全
<p>1 東京都食育推進計画 平成18年に策定。平成23年、平成28年及び令和3年一部改正 母子保健分野では、幼少期は、生涯にわたる健康づくりの基礎となる生活習慣を身に付ける大切な時期であり、この時期の食育を推進していくうえで家庭の果たす役割が重要であるとされている。</p> <p>2 幼児期からの健康づくり 「東京都幼児向け食事バランスガイド」 幼児期からの健康的な食習慣の定着を目指し、3歳から5歳の幼児を対象に、1日に「何を」「どれだけ」食べたらよいか、コマの形と料理の写真でわかりやすく示したもの（平成18年度福祉保健局保健政策部健康推進課作成）</p>  <p>※東京都幼児向け食事バランスガイド」ポスター、指導マニュアル、おり紙及びペーパークラフトが、東京都福祉保健局ホームページからダウンロードできる。</p> <p>3 食の安全 近年出された母子関係の食に関する注意喚起事項については、下記のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児用調製液状乳は開封後できる限り早く消費する等の適正な取扱い</li> <li>・はちみつを原因とする乳児ボツリヌス症</li> <li>・サカザキ菌等病原微生物による汚染を抑えるための乳児用調製粉乳の安全な調乳、保存及び取扱い方法</li> <li>・妊婦のリステリア症について</li> <li>・妊婦の魚介類の摂食と水銀に関する注意事項</li> <li>・生又は加熱不足の食肉による腸管出血性大腸菌、カンピロバクター、E型肝炎、トキソプラズマ等への感染に関する注意事項</li> <li>・カフェインの過剰摂取に関する注意</li> <li>・乳児用食品の放射性物質の基準</li> <li>・ビタミンAの過剰摂取について</li> <li>・大豆イソフラボンの日常の食生活の上乗せ摂取について</li> <li>・サプリメント形状食品の子どもの過剰摂取について</li> </ul>			<p>【関連法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食育基本法(平成17年6月(最終改正:平成27年9月))</li> <li>・「第4次食育推進基本計画」に基づく健康づくりのための食育の推進について(令和3年4月)</li> <li>・「第4次食育推進基本計画」に基づく母子保健及び児童福祉分野における食育の推進について(令和3年4月)</li> <li>・「第4次食育推進基本計画」に基づく保育所における食育の推進について(令和3年4月)</li> <li>・「第4次食育推進基本計画」に基づく歯科口腔保健を通じた食育の推進について(令和3年4月)</li> </ul> <p>○「食を通じた子どもの健全育成（一いわゆる「食育」の視点から）のあり方に関する検討会」報告書（楽しく食べる子どもに～食からはじまる健やかガイド～）(平成16年2月)</p> <p>○「妊産婦のための食事バランスガイド」(平成18年2月)、「妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針」(令和3年3月)</p> <p>○「授乳・離乳の支援ガイド(2019年改定版)」(平成31年3月)</p> <p>○「日本人の食事摂取基準(2020年版)」(令和2年4月)</p> <p>○妊婦の方への情報提供「これからママになるあなたへ」</p> <p>○インターネット等で販売される母乳に関する注意喚起(平成27年7月)</p> <p>※すべて厚生労働省ホームページに掲載中</p> <p>○「お母さんになるあなたへ」(令和2年12月)</p> <p>※食品安全委員会ホームページに掲載中</p> <p>○「未成年者におけるビタミンDを含む加工食品の摂取状況の調査結果等について」(令和3年8月)</p> <p>※消費者庁ホームページに掲載中</p> <p>《母子保健事業での関わりのポイント》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 離乳・授乳の支援に当たっては、子どもの個性を尊重し、画一的な進め方にならないよう留意する。</li> <li>○ 生活習慣病予防の観点から、乳幼児期に健康的な食習慣の基礎を養うことが必要である。</li> <li>○ 区市町村や医療機関と連携をとりながら、子どもの成長に応じた取組を推進していく。</li> </ul>

4	生涯を通じた健康づくり関係	都 関 連 部 署	福祉保健局保健政策部健康推進課 ・東京都健康推進プラン21（第二次）関連 ・がんの予防 ・喫煙の健康影響 福祉保健局医療政策部医療政策課 ・歯科保健 教育庁都立学校教育部学校健康推進課 ・都立学校における健康づくり推進プラン
<p>1 東京都健康推進プラン21（第二次）                  都民一人ひとりが主体的に取り組む健康づくりを社会全体で支援し、総合的に推進するための計画                  都民の健康づくりを推進する上で、特に重点的な対策が必要な①がん、②糖尿病・メタボリックシンドローム、③こころの健康の3分野を重点分野として掲げている。                  ○がんの予防                  ・がん検診受診の普及啓発                  ※ 女性の健康をサポートするポータルサイト「TOKYO#女子けんこう部」を活用し、乳がん・子宮頸がん検診等の受診を促進している。                  ○喫煙の健康影響                  ・妊産婦の喫煙・受動喫煙防止                  ※ 妊産婦の喫煙・受動喫煙による、胎児及び乳幼児への健康影響の普及啓発リーフレット・ポスターは、福祉保健局ホームページからダウンロードできる。</p> <p>2 歯科保健                  ○東京都歯科保健推進計画「いい歯東京」（平成30年3月）                  都民の目指す姿「都民がいつまでもおいしく食べ、笑顔で人生を過ごすことができること」を掲げ、都民自らの取組「①生涯を通じて食べることや会話をすることを楽しむ、②日常的に自ら口腔ケアに取り組む、③かかりつけ歯科医で定期的に保健指導や歯科健診、予防処置を受けること」を促すとともに、都や区市町村等が協力して都民の歯と口の健康づくりを推進するための計画</p>	<p>3 学校保健                  「都立学校における健康づくり推進プラン」（平成26年3月）（関連分野抜粋）                  ・心の健康づくりへの取組                  ・性感染症予防への取組                  ・健康教育の推進                  「児童・生徒の心の健康づくり Q&amp;A」（平成24年10月）                  思春期の生徒の心の健康づくりの解説書                  「障害のある児童・生徒の食事指導の手引き」                  障害のある生徒が、安全に食事を摂取するための、基礎知識や食事指導の解説書                  ※都民情報ルームで有償頒布                  （1冊899円（税別））</p> <p>【根拠法令等】                  ・健康増進法                  ・歯科口腔保健の推進に関する法律                  ・学校保健安全法                  ・小学校、中学校、高等学校学習指導要領</p> <p>《母子保健事業での関わりのポイント》                  ○ 市町村での女性の健康づくり事業としては、更年期教室や、月経や不妊への専門相談等がある。健康づくりや、女性のがん対策等との調和に留意しつつ、施策の連続性を意識することが重要である。                  ○ 歯科保健の結果と一般健診の結果を連動させ、乳幼児の心身の状態を総合的にみていくことが重要である。                  ○ 学校保健においては、未就学期からの継続フォロー及び心と体の健康づくり、健康教育への連携を図り、母性保護及び「生きる力」の育みをすすめていく。</p>		

5	周産期医療 その他周産期にかかる課題	都 関 連 部 署	福祉保健局医療政策部救急災害医療課 ・周産期医療体制の整備 福祉保健局少子社会対策部家庭支援課 ・特定不妊治療費助成制度、未熟児養育医療制度等
<p>1 周産期医療との関連性 周産期とは妊娠満 22 週から生後満 7 日未満までの期間を指す。 周産期医療において、安全な分娩を確保し、妊産婦及び児の健康を守るためには、妊娠届の早期提出及び定期的な妊婦健診の受診が必要である。 妊婦健診未受診者や、低出生体重児等のフォローへの連携が重要である。 ※ 周産期母子医療センター NICU (Neonatal Intensive Care Unit 新生児集中治療室) を有し、一定規模の医療スタッフ整備を条件とした周産期医療施設</p> <p>2 その他周産期に係る課題 不妊治療、低出生体重児、多胎児、障害をもって生まれた子供や家族へのフォローは、医療機関との連携が不可欠である。 特定不妊治療費助成制度や養育医療制度、小児慢性特定疾病医療費助成等、各種医療助成制度がある場合は、適切な情報提供を行う。</p> <p>3 不妊にかかる指導のポイント ○ 不妊治療を受けている夫婦に対しては、それぞれの時期に応じた専門的な心理ケアが必要である。 ○ 不妊の専門相談を求めている方に対しては、ニーズに応じて、東京都不妊・不育ホットラインや、患者会等適切な紹介を行う。</p> <p>4 低出生体重児への指導のポイント ○ 未熟児連絡指導票等を活用して、早期からの育児支援を図る。 ○ 養育医療制度との連携を図る。 ○ 成長・発達上の配慮や、母子分離期間を考慮した愛着形成へのケアについては、未熟児訪問指導における観察と指導 (P33)、養育に配慮を要する子供への支援 (P66) を参考に進める。</p>		<p>5 多胎児への指導のポイント ○ 多胎児の妊娠・出産・育児のニーズは様々であり、適切な情報提供や早期からの支援を図る。</p> <p>6 中絶・不育症・流早産等の場合の指導のポイント ○ 中絶、不育症、流早産の場合に、医療機関と連携しつつ、適切なグリーフケアや支援につなげていく。 ○ 都が実施する、赤ちゃんを亡くされたご家族のための電話相談の紹介などを行う。</p> <p>《母子保健事業での関わりのポイント》 ○ 思春期保健において、望まない妊娠を防ぐことの重要性を伝えることが必要である。 ○ 家族計画に関する指導では、「妊娠と避妊」のみならず「不妊」「不育」についても触れ、広く普及啓発していく。 参考 「いつか子供がほしいと思っているあなたへー実は身近な不妊の話ー」 (小冊子：2014年12月 JFPA発行) ○ 妊娠届や妊婦健診受診の勧奨を行う。 厚生労働省ホームページにリーフレット掲載 ○ 妊婦健診の未受診妊婦は出産だけでなく養育上のハイリスクな場合もあるため、特定妊婦として地域と医療機関が連携して把握とフォローを行うことが重要である。 ○ 公益財団法人日本医療機能評価機構では、産科医療補償制度 (分娩時に関連して発症した重度脳性麻痺児と家族の経済的負担の保証) の普及啓発媒体を作成し、母子健康手帳交付時など、必要に応じ区市町村等へ送付している。 ○ 妊婦と薬の相談や情報については、「国立成育医療研究センター 妊娠と薬情報センター」へ (母子健康手帳にも掲載)。</p>	

6	小児医療関係	都 関 連 部 署	福祉保健局医療政策部救急災害医療課 ・小児救急医療体制の整備 福祉保健局医療政策部医療政策課 ・東京都こども医療ガイド ・暮らしの中の医療情報ナビ ・東京都医療機関案内サービス「ひまわり」 東京消防庁 ・救急相談センター（#7119） ・東京版救急受診ガイド
<p>1 小児医療との関連性</p> <p>保護者が子供の病気や救急医療等に関する知識を理解することで、子供の急変時の状態に適切な対応・受療行動がとれるようになり、育児不安の解消のほか、小児救急への適切な利用につながる。</p> <p>相談事業や外来受診の理由の上位は、不慮の事故や発熱・消化器症状である。また、救急搬送では、急病、一般負傷、交通事故が上位であった。</p> <p>そのために、平常時における、保護者への普及啓発が重要である。</p> <p>2 小児救急医療体制の概要</p> <p>○小児初期救急診療事業（初期）</p> <p>身近な地域で夜間休日にも初期救急診療が受けられるよう、区市町村を実施主体として、地域の医師会等の協力を得ながら実施する。</p> <p>○休日・全夜間診療事業（小児科）（二次）</p> <p>365日24時間救急入院が可能な病床を確保し、小児科医師が救急患者の入院治療を行う。</p> <p>○東京都こども救命センター（三次）</p> <p>小児の重症症例等により、他の医療機関では救命治療の継続が困難な小児重篤患者を受け入れ、迅速かつ適切な救命治療を行う。</p>		<p>3 家庭での対応の支援</p> <p>○東京都こども医療ガイド</p> <p>子供の病気やケガについての基礎知識、対処法等を都ホームページで紹介。スマートフォンでも利用可</p> <p>○暮らしの中の医療情報ナビ</p> <p>医療機関のかかりかた、医療に係る制度や仕組みを分かりやすく説明。都ホームページで紹介。スマートフォン、携帯電話でも利用可</p> <p>○TOKYO子育て情報サービス</p> <p>電話（自動音声応答システム）・インターネットによる事故防止・応急手当の情報提供</p> <p>《母子保健事業での指導のポイント》</p> <p>○子供の不慮の事故には、防げるものがあるため、保護者への事故防止教育により、確実に事故を防ぐことが重要である。</p> <p>参考：乳幼児の事故防止対策（P131）</p> <p>○子供の病気や医療機関のかかり方に対して、平常時から保護者への普及啓発を行う。</p> <p>○いざというときの連絡先について、保護者に普及啓発を行う。</p>	



■急変時の相談対応事業

事業名	事業内容
<p>子供の健康相談室 (小児救急相談) (P124)</p>	<p>各種育児相談、小児救急相談等、母と子の健康に関する相談に、保健師や助産師が対応する。(必要に応じて小児科医師が対応する。)</p> <p>電話 03-5285-8898 又は、#8000 <span style="font-size: small;">〔#8000は、携帯電話・プッシュ回線の固定電話。〕 ただし、ひかり電話・IP電話からはつながらない。〕</span></p> <p>月曜日から金曜日(休日・年末年始を除く。) 午後6時から翌朝8時 土・日・休日・年末年始 午前8時から翌朝8時</p>
<p>医療機関案内サービス 「ひまわり」</p>	<p>&lt;インターネット&gt; 都内の医療機関案内。地域、診療(受付)時間帯、診療科目等による検索が可能 ホームページ <a href="https://www.himawari.metro.tokyo.jp">https://www.himawari.metro.tokyo.jp</a></p> <p>&lt;電話&gt; ○保健医療福祉に関する相談 月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く。) 午前9時から午後8時 電話 03-5272-0303 ○医療機関案内 毎日 24時間 電話 03-5272-0303 聴覚障害者の方専用FAX案内 03-5285-8080 ○外国人患者向け医療情報サービス 外国語対応可能な都内医療機関や日本の医療制度等を相談員が案内(英語・中国語・韓国語・タイ語・スペイン語) 毎日 午前9時から午後8時 電話 03-5285-8181</p>
<p>東京消防庁救急相談センター</p>	<p>急な病気やケガをした場合に、救急車の利用や医療機関受診を迷った際の相談窓口として開設している。相談医療チーム(医師、看護師、救急隊経験者等の職員)が、24時間年中無休で対応を行う。</p> <p>#7119(携帯電話、PHS、プッシュ回線)</p> <p>その他の電話、又はつながらない地域の場合は 03-3212-2323(23区) 042-521-2323(多摩地区)</p>
<p>東京版救急受診ガイド</p>	<p>東京消防庁救急相談センターでの電話による救急相談に加え、東京消防庁ホームページ上で電話救急相談に準じた東京版救急受診ガイドを提供している。</p> <p>緊急性が高いなどの主な59の症状について、利用者の方自らが症状をチェックしていくことで、傷病の緊急度などに関するアドバイスが得られる。</p> <p>&lt;パソコン・スマートフォンからは&gt; <a href="http://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/hp-kyuuumuka/guide/main/">http://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/hp-kyuuumuka/guide/main/</a></p> <p>&lt;携帯電話からは&gt; <a href="http://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/hp-kyuuumuka/guide/m/OOkiyaku.html">http://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/hp-kyuuumuka/guide/m/OOkiyaku.html</a></p>

7	予防接種・ 感染症対策関係	都関連 部署	福祉保健局健康安全部感染症対策課 ・予防接種 ・感染症対策
<p>1 予防接種</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 母子健康手帳は、子供にとって、予防接種の記録となることを指導する。</li> <li>○ 予防接種法に基づく定期接種は、法令で定められた接種期間があるため、計画を立てて適切に接種していくよう、助言する。                      ロタ・BCG・ポリオ・麻しん・風しん・ジフテリア・破傷風・日本脳炎・ヒブ・肺炎球菌・水ぼうそう・B型肝炎 等</li> <li>○ 予防接種法に基づかない予防接種（任意接種）についても、適宜情報提供する。                      おたふくかぜ・インフルエンザ 等</li> <li>○ 予防接種を受ける前や受けた後の注意事項（健康状態の観察、副反応への対応等）についても伝える。</li> <li>○ 予防接種法の対象疾病・ワクチンについては、追加・変更されることがあるため、最新の情報を収集する。</li> </ul> <p>《参考ホームページ》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立感染症研究所 「予防接種情報」</li> <li>・東京都医師会 「予防接種のお話」</li> <li>・厚生労働省 「予防接種情報」</li> <li>・予防接種リサーチセンター</li> </ul> <p>《参考文献》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種に関するQ&amp;A集（日本ワクチン産業協会）</li> <li>・予防接種の手びき（近代出版）</li> <li>・予防接種必携（予防接種リサーチセンター）</li> <li>・逐条解説 予防接種法（中央法規出版）</li> </ul>		<p>2 感染症対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 思春期以降については、性感染症の予防対策が重要である。母性保護の観点からは、不妊症との関係についても、留意が必要である。</li> <li>○ 妊産婦期には、母子感染（妊娠・出産時や授乳時の感染等）の対策のため、適切な妊婦健診受診と、予防方法や感染が判明したときの対処方法について指導を行う。</li> <li>○ 乳幼児期の保護者、保育従事者等に対しては、感染症の予防策（ノロウイルス等）の指導を行う。</li> <li>○ 「東京都感染症マニュアル2018」（平成30年3月 東京都福祉保健局）                      【内容】                      ライフステージごとの感染症対策                      ・周産期の感染症                      ・小児期の感染症                      疾患別の感染経路・症状・治療方針等</li> <li>○ 「性感染症ってどんな病気？」（平成31年3月 東京都福祉保健局）                      【内容】                      巻頭で、急増している梅毒を特集。若い世代での性感染症予防の重要性、HIV／エイズ、性器クラミジア感染症等主な性感染症の概要、検査・治療等について記載</li> </ul> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ HTLV-1 関連疾患について                      主な感染経路として、母乳感染がある。保健指導については、平成29年3月に厚生労働省が作成した「HTLV-1 母子感染予防対策マニュアル」を参考とする。</li> </ul>	

<p>8</p>	<p>アレルギー・ぜん息・ 環境保健対策関係</p>	<p>都関連 部署</p>	<p>福祉保健局健康安全部環境保健衛生課 東京都健康安全研究センター ・アレルギー関係 ・環境保健関係</p>
<p>1 アレルギー・ぜん息対策</p> <p>(1) 東京都アレルギー疾患対策推進計画 法の基本的施策を踏まえ、都のアレルギー疾患対策に係る施策の方向性を3つの「施策の柱」に整理し、現状を踏まえた諸課題に的確に対応すべく総合的な取組を推進するための計画</p> <p>(2) 正しい知識の普及啓発</p> <p>ア ウェブサイトでの情報提供 ○東京都アレルギー情報navi. アレルギー疾患に関するポータルサイト（疾患の知識、発行物等の情報、講演会等の情報、医療機関情報、緊急時対応等）</p> <p>イ 都民向け講演会：専門医による講演等</p> <p>ウ 都民・関係者向け発行物 ○「これから離乳食を始める保護者の方へ～食物アレルギーについて正しく知りましょう」（令和3年9月発行） ○「スキンケアについて正しく知りましょう」（令和3年9月発行） ○「子供を預かる施設における食物アレルギー日常生活・緊急時対応ガイドブック」（平成30年3月改訂） ○「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」（平成30年3月改訂） ○「ぜん息の患者さん、ご家族へ～ぜん息の知識と対応法Q&amp;A」 ○「花粉症一口メモ」（令和3年1月改訂）</p> <p>(3) 相談支援に関わる人材の育成 ○アレルギー相談実務研修（子供のアレルギー、成人のアレルギー） ○ぜん息・食物アレルギー緊急時対応研修 ○アレルギー対応体制強化研修</p>	<p>2 環境保健対策</p> <p>○「健康・快適居住環境の指針」（平成29年3月改定）：ガイドブック ○「施設で決める換気のルール」（平成25年3月）：リーフレット ○「化学物質の子供ガイドライン（室内空気編）」（平成23年3月改訂）：パンフレット ○「赤ちゃんのための室内環境—シックハウスやアレルゲンの対策—」（令和元年8月改訂）：リーフレット ○「住まいの健康配慮ガイドライン」（平成21年3月改訂）：パンフレット ○「アタマジラミって…なあに？—家庭で行うアタマジラミ対策—」（平成20年3月）：リーフレット ○「保育所・幼稚園・小学校の先生のための…アタマジラミ読本」（平成20年3月）：パンフレット</p> <p>※ 本ページで紹介したパンフレット等は、いずれも都ホームページに掲載</p> <p>《母子保健事業での関わりのポイント》</p> <p>○ 都主催の研修等で最新情報やガイドラインに基づく正しい知識・技術を習得しておくとともに、必要に応じて専門医療機関を相談者に紹介する等の支援を行う。</p> <p>○ 緊急時を含めた子供のアレルギーに適切に対応するために、日頃から各事業を通して関係者間で現状や課題等に係る情報共有を図り、地域の医療機関との連携や支援体制づくりに努める。</p> <p>○ 各分野について、地域で専門支援を行うことができる医療機関や相談機関等を把握しておく。</p>		

9	子供の生活習慣・家庭教育	都 関 連 部 署	教育庁地域教育支援部生涯学習課 ・乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト  教育庁地域教育支援部管理課 ・子供の読書活動の推進
1 乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト（平成20年度～） 家庭の教育力向上を目的に、乳幼児期からの教育を支援する各事業を実施  《主な事業》 (1) 乳幼児期の教育の重要性に関する啓発資料を小学校入学時に保護者に配布 (2) ウェブサイトによる情報提供 (3) 家庭教育を支援する地域の取組促進			2 東京都子供読書活動推進計画 「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月）に基づき、東京都は、「第四次東京都子供読書活動推進計画」を策定（令和3年3月）  《令和3～7年度のおおむね5か年計画》 子供の生活習慣・家庭教育の観点では以下の事業を実施 (1) 乳幼児への読み聞かせや絵本に関する情報や事例を都立図書館ホームページ等で発信【地域教育支援部・多摩図書館】 (2) 読み聞かせや読書に関する相談の受付【多摩図書館】 (3) 乳幼児期の読み聞かせに関する啓発資料『しずかなひととき』を活用し普及、啓発【多摩図書館】 (4) 乳幼児対象おはなし会実施のためのハンドブックを活用し、区市町村立図書館を支援【多摩図書館】

10	生活保護	都関連 部署	福祉保健局生活福祉部保護課
<p>1 目的 経済的に困窮する国民に対して、最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する制度 本人申請に基づき、審査・適用される。 他法制度がある場合は、優先される。</p> <p>2 妊娠・出産・育児にかかる生活保護運用上の取扱い例（金額は令和3年度基準額）</p> <p>①妊娠検査 市販の検査薬を購入して検査： 自己負担（生活扶助費から各自支払） 医療機関への受診： 検診命令書により検診料で対応可</p> <p>②避妊 避妊具の装着： 自己負担（生活扶助費から各自支払）</p> <p>③母体保護法による不妊手術・人工妊娠中絶（法規定以外は該当しない。）： 医療扶助（医療券備考欄にその旨表示）</p> <p>④妊娠・出産 妊婦検診：一時扶助「妊婦定期検診料」（保健指導票の利用ができず、医療機関において定期検診を受ける場合） 切迫早産：医療扶助 出産扶助：入院助産優先 基準額 施設分娩 306,000円以内 居宅分娩 259,000円以内 産科医療補償制度 30,000円以内 入院に要する費用8日以内必要最小限度 衛生材料費 6,000円以内（入院助産利用時でも支給可）</p>			<p>⑤妊産婦加算（生活扶助第1類） 妊娠6か月未満 9,130円 妊娠6か月以上 13,790円 産婦（出産の翌月から5か月） 8,480円 ※金額は1・2級地の額</p> <p>⑥新生児衣料費（一時扶助被服費） 出産を控えて新生児のための寝具、産着、おむつ等を用意する必要がある場合 52,800円以内</p> <p>※ 母子保健法・児童福祉法において、生活保護世帯を対象とした制度として、「保健指導票」、「入院助産」等の制度があるため、福祉事務所と連携をしながら実施すること。</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護法</li> <li>関連通知「生活保護法による医療扶助と母体保護法の関係について」（平成8年9月25日付社援保第186号・児発第830号）</li> </ul>

1 1	出産・育児にかかる雇用制度等	都関連 部署	産業労働局
<p>1 指導のポイント</p> <p>女性の労働においては、母性保護の観点から、就業制限や必要な健康措置があるため、妊娠・出産に関わる制度とともに指導を行う。</p> <p>また、育児にかかる父親の関与についても、ライフ・ワーク・バランスの観点から確保していくよう努めることが重要である。</p> <p>2 労働基準法の規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○産前・産後休業（産前6週（多胎妊娠の場合14週）、産後8週）</li> <li>○妊婦の軽易業務転換</li> <li>○妊産婦等の危険有害業務の就業制限</li> <li>○妊産婦の時間外労働、休日労働、深夜業、変形労働時間制の制限</li> <li>○1歳未満の子供の母に対する育児時間（1日2回各30分）</li> <li>○妊産婦の坑内業務の就業制限</li> </ul> <p>3 男女雇用機会均等法の規定</p> <p>働く妊産婦の母性健康管理について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○妊娠中の健康診査等を受けるための時間の確保</li> <li>○健康診査等の指導事項を守るための措置                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠中の通勤緩和</li> <li>・妊娠中の休憩</li> <li>・妊娠中又は出産後の症状等への対応</li> <li>・母健連絡カード記載内容に沿った措置</li> <li>・プライバシーの保護</li> </ul> </li> </ul> <p>&lt;母健連絡カードについて&gt;</p> <p>（正式名称「母性健康管理指導事項連絡カード」厚生労働省作成様式）</p> <p>妊娠中及び出産後の女性労働者が主治医等から受けた指導事項及び必要な措置を、事業主が正確に知るためのカード</p> <p>厚生労働省ホームページに掲載、母子健康手帳にも様式記載がある例が多い。</p>	<p>4 育児休業</p> <p>育児・介護休業法に基づき、子を養育する男女労働者は、子が1歳に達する日までの期間、育児休業を請求できる（両親ともに取得した場合は1歳2か月まで、保育所に入所できない等一定の場合は1歳半まで、1歳半に到達する時点で保育所に入所できない等一定の場合は2歳まで延長可能）。</p> <p>5 出産育児一時金</p> <p>健康保険法等に基づく保険給付として、健康保険や国民健康保険等の被保険者又はその被扶養者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給される制度。支給額は42万円。ただし、産科医療補償制度未加入の医療機関での出産の場合は40.4万円（令和4年1月1日以降の出産の場合は、産科医療補償制度改正により40.8万円）。</p> <p>社会保険については、一律である。区市町村の国民健康保険、その他の保険者については、実施主体によって、任意給付により上乗せしている場合もある。</p> <p>&lt;都の所管課&gt;</p> <p>国民健康保険については 福祉保健局保健政策部国民健康保険課</p> <p>《参考書》</p> <p>「働く女性と労働法」 （令和3年6月 東京都産業労働局）</p> <p>《厚生労働省ホームページ》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母性健康管理サイト</li> <li>・イクメンプロジェクトサイト</li> </ul> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働基準法</li> <li>・男女雇用機会均等法</li> <li>・育児・介護休業法</li> </ul>		

<p>1 2</p>	<p>精神保健、ひきこもり、自殺対策、性犯罪・性暴力被害者・犯罪被害者への支援</p>
<p>1 精神保健                  (福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課)                  &lt;都保健所精神保健福祉事業&gt;                  精神保健専門相談事業において、児童・思春期の保健相談を行う。                  &lt;精神保健福祉センター&gt;                  管轄地区において思春期青年期の専門相談等を行う。                  ○精神保健福祉センター 03-3844-2212                  ○中部総合精神保健福祉センター 03-3302-7711                  ○多摩総合精神保健福祉センター 042-371-5560</p> <p>2 ひきこもり                  (福祉保健局生活福祉部地域福祉課)                  &lt;ひきこもりにかかる支援&gt;                  ○「ひきこもりサポートネット」相談事業                  メール、電話、訪問によるひきこもり相談                  メール相談                  パソコン・スマートフォンから相談する場合  <a href="https://www.hikikomori-tokyo.jp">https://www.hikikomori-tokyo.jp</a>                  携帯電話から相談する場合  <a href="https://www.hikikomori-tokyo.jp/m/">https://www.hikikomori-tokyo.jp/m/</a>                  電話相談 0120-529-528                  訪問相談 申込みはお住まいの区市町村の窓口へ                  申込先一覧はホームページに掲載  <a href="https://www.hikikomori-tokyo.jp">https://www.hikikomori-tokyo.jp</a>                  ○東京都若者社会参加応援事業                  NPO 法人等が実施する、訪問相談、フリースペース及び社会体験活動による社会参加支援                  ホームページ  <a href="https://www.hikikomori-tokyo.jp/wakamono/">https://www.hikikomori-tokyo.jp/wakamono/</a></p> <p>3 自殺対策                  (福祉保健局保健政策部健康推進課)                  ○「自殺総合対策東京会議」の開催                  ○「自殺防止！東京キャンペーン」の実施                  ○「東京都自殺相談ダイヤル～ところといのちのほっとライン～」                  自殺相談専門の電話相談窓口を設置し、自殺の悩みを抱える人の相談に応じるとともに、各分野の専門相談機関と連携し相談者への積極的な支援を行う。                  電話相談 0570-087478                  正午から翌朝5時30分、年中無休                  &lt;LINE 相談「相談ほっとライン@東京」&gt;                  LINE を活用した、自殺等の悩みに                  関する相談窓口                  午後3時から午後11時、年中無休</p>	<p>&lt;「東京都ところといのちのほっとナビ～ここナビ～」&gt;                  悩み別の相談窓口や自殺対策についての基礎知識等、様々な情報が、パソコンやスマートフォンから簡単に検索できる。                  ホームページ  <a href="http://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kokonavi/">http://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kokonavi/</a>                  母子保健事業においては、産後うつ病の早期発見と支援のため「要支援家庭の早期発見・支援事業」や、SIDS や流産・死産・事故等で乳幼児等をなくした家族への精神的支援を目的とした「SIDS 電話相談事業」を、自殺対策の取組としている。</p> <p>4 性犯罪・性暴力被害者への支援                  (総務局人権部人権施策推進課)                  &lt;東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター(性暴力救援ダイヤル NaNa)&gt;                  性犯罪・性暴力被害にあった方からの相談を、専門の相談員が電話・面接にて24時間365日受け付け、必要に応じて医療機関や警察への同行支援を行うとともに、精神科医等によるカウンセリングなどの支援をワンストップで行う。                  特定非営利活動法人 性暴力救援センター・東京 (SARC 東京)                  電話番号 03-5607-0799                  ホームページ <a href="https://sarc-tokyo.org/">https://sarc-tokyo.org/</a></p> <p>5 犯罪被害者等への支援                  (総務局人権部人権施策推進課)                  &lt;犯罪被害者等のための東京都総合相談窓口&gt;                  犯罪被害にあった方やその家族・遺族の方からの相談を、専門の相談員が電話・メール・面接等により対応し、各種支援制度の紹介や情報提供を行うほか、必要に応じて、警察署・検察庁・裁判所などへの付添い、都の見舞金や転居費用制度に関する相談対応、精神科医等によるカウンセリングなどの支援を行う。                  公益社団法人被害者支援都民センター                  電話番号 03-5287-3336                  月・木・金 午前9時30分から午後5時30分                  火・水 午前9時30分から午後7時                  ホームページ <a href="http://www.shien.or.jp/">http://www.shien.or.jp/</a></p>

